平成 30 年度［782］「総合的な学習の時間」講座実施要項

1　目　　的　　新学習指導要領の趣旨を踏まえた総合的な学習（探究）の時間の在り方や、探究的な学習の過程の質的充実を図るための具体的方法について学び、指導力を高める。

2　主　　催　　島根県教育委員会

3　主　　管　　島根県教育センター

4　開催期日　　平成３０年６月１日（金）

5　会　　場　　島根県教育センター（松江市内中原町２５５－１）

6　受 講 者　　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員

7　内容及び講師

講　　義　「新学習指導要領の趣旨を踏まえた総合的な学習（探究）の時間の在り方
～探究的な学習の過程の質的充実を目指して～」
國學院大學　　教　　授　　田村　学

演習・協議　「探究的な学習の過程の質的充実を目指した授業づくり」
國學院大學　　教　　授　　田村　学
島根県教育センター　　指導主事　　深田　剛生
島根県教育センター　　指導主事　　伊藤　由実子

※本研修の「講義」は、管理職セレクト研修の対象です。受講希望者は詳細を「管理職研修の手引」で確認し、ＦＡＸにより申し込んでください。

8　日　　程

9:30	10:05	11	12	13	14	15:30	16:20
受付	開講行事	講 義（田村）	昼食 休憩	演習・協議（深田、伊藤、田村）		振り返り	諸連絡

9　準 備 物

・総合的な学習の時間の全体計画（演習・協議の中で単元を構想する際に使用します）
・担当学年の年間指導計画（演習・協議の中で、今後実施予定の単元を１つ選んで構想します）
・各校種の「学習指導要領解説　総合的な学習の時間編」
※小・中学校は平成 29 年告示のもの、高等学校は平成 21 年告示のものをお持ち出しください。また、特別支援学校は担当学部の解説を準備してください。

10　そ の 他

(1)　印章（出席簿押印用）、名札（学校名と名前がわかるもの）をお持ちください。

(2)　県教育委員会指導主事が講師の場合は、原則講義の録音、提示資料の写真撮影を行っても構いません。ただし、外部講師に限っては、禁止とする場合があります。パソコン・タブレットの持ち込み、ノート記録の代わりとしての使用については問題ありません。

(3)　遅刻・早退・欠席の場合には、担当者に早急に連絡してください。また、島根県教育センターHPにある欠席（遅刻・早退）届【様式第１号】による手続きを行ってください。

(4)　駐車場の収容台数に限りがあるため、駐車できない場合があります。来所予定車両が７０台以上の日については、教育センターＨＰで案内していますので、ご確認ください。

(5)　５月から１０月末まで、当センターの職員はノーネクタイ等の軽装で勤務していますので、ご理解ください。なお、受講者の方々も、軽装でお越しください。また、年間を通じ、冷暖房はエコ運転をしています。クールビズ・ウォームビズに協力ください。

(6)　昼食弁当の販売があります。必要な方は研修開始までに購入してください。

(7)　この研修についてご不明な点がございましたら、次の担当者にお問い合わせください。

島根県教育センター　企画・研修スタッフ　深田　剛生
TEL　0852-22-5864　FAX　0852-22-5581
E-mail　fukada-takeo@edu.pref.shimane.jp